ENERGY STAR コンピュータ基準バージョン 5.0 意見要約

(2008年6月9日)

本書は、ENERGY STAR コンピュータ基準バージョン 5.0 の定義の修正案に対して、関係者が提出した意見と**それに対する EPA の回答**をまとめたものである。秘密情報が含まれた意見は本書からは除外されている。欧州委員会は、本書の配布と本書においてなされる回答に対して引き続き責任を負い、全面的に取り組み、さらに支持する。

項目	意見	EPA 回答
使用者に対する 情報 (30-51 行目)	ある関係者は、最低「5秒表示される」電子ラベリングを選択すると、一部のシンクライアント機器の起動時間に影響が出る可能性があるとの意見を表明し、起動時間が5秒より短い場合における柔軟な対応に支持を示した。	関係者に対し、現行のバージョン 4.0 基準において、電子ラベリングが、製品の物理的ラベリングの代替手段である旨を改めて伝える。パートナーは、バージョン 5.0 においても、電子ラベリングではなく、引続き物理的なラベルの使用を選択できる。
		EPA には、この要件により起動時間を遅延させる意図はなく、EPA は代わりの電子ラベリングの選択肢を調査する予定である。使用者に ENERGY STAR 適合を適切に伝えることと起動時間への影響が少ないことが均衡するような他の選択肢を、関係者が提示することを歓迎する。
試験におけるディスプレイの状態 (88-102 行目)	4人の関係者が、ディスプレイの消費電力を考慮に入れた試験条件に支持を表明した。1人の関係者は、一体型デスクトップ PC に関連するディスプレイのサイズ範囲を指摘し、どの程度までディスプレイのサイズが存在するのか、あるいは、モニタ基準の Energy Star 適合はどのようにすれば統合が可能であるかについて意見を求めた。別の1人の関係者は、ENERGY STAR のモニタまたはディスプレイプログラムと矛盾しないように、EEPA 試験中において、モニタを、長期のアイドル計算中には表示なしの状態に、作業負荷動作中には既定された明度に設定すべきであると提案した。	EPA は、一体型ディスプレイを有するコンピュータ(ノートブックおよび一体型製品分類)において、ディスプレイの消費電力を含める方法を求める複数の関係者から意見を受け取った。これを受けて、EPA は、この測定の基礎として ENERGY STAR モニタ基準を利用する方法を策定中である。現行のモニタ基準では、ディスプレイの解像度によって要件が変動する。
電源装置要件 (104-119 行目 および372-389 行目)	ある関係者は、壁と電源装置の間の交流ラインフィルタが考慮されるように、内部電源装置の定義を変更することを求めた。電源 装置の外部にラインフィルタがあるコンピュータが、この変更を 行なう正当な理由として挙げられた。	EPAは、そもそもこの修正について懸念を有していないが、左記のような電源装置の構成を適正に評価するためには、フィルタやその給電効率への影響に関する詳しい情報が必要である。該当する修正が、定義に対してなされる前に、追加情報が求められる。
	本プログラムにおける電源装置の一般的な扱いに関して、ある関係者は、第1草案で提案されている厳しい要件により、給電処理に偏差があっても非遵守とならないように、これまで以上の高い目標がコンピュータ製造事業者に求められるだろうと述べた。	EPA は、本プログラムの他の分野と矛盾しないように、ENERGY STAR 遵守の明確な合/否の基準を有することに対して引き続き責任を負う。このような状況の下、関係者に対し、関係者の要望により Climate Savers Computing Initiative(CSCI)と一致するよう設定された第1草案の基準値案に関して、意見提出することを奨励する。
	ある関係者は、内部電源装置の定義と一体型デスクトップコンピュータにおける選択肢(2)の定義の矛盾を指摘した。内部電源装置の定義によると、内部電源装置からコンピュータの構成要素への電力コードは、コンピュータの筐体内に置かれなければならない。他方、一体型デスクトップコンピュータ定義の選択肢(2)では、内部電源装置からディスプレイまでの直流接続を認めている。	EPA は、この懸念に対応するために、内部電源装置の定義を以下のように明確にすることを提案し、定義がさらに良いものとなるように、意見を歓迎する。 さらに、 一体型デスクトップコンピュータにおけるモニタまでの直流接続を除き、 電源装置からコンピュータの構成要素までのすべての電力接続は、コンピュータ管体内に存在しなければならない。(すなわち、電源装置からコンピュータまたは各構成要素につながる外部ケーブルは存在しない。)

項目	意見	EPA 回答
	2人の関係者が、小型サーバー定義におけるデータ記憶装置(ストレージ)の用途の限定は削除されるべきであるとの意見を述べた。高性能家庭用(home)管理および高性能端末(terminal)管理を含む、このシステム分類の対抗する製品使用方法が提供された。その関係者のうちの1人は、この定義要素では、ネットワークスイッチと取り付けストレージがサーバーという名称を得ることも可能であると感じた。	この製品区分の目的は、アプリケーションサーバーを ENERGY STAR サーバー基準の範囲に入れるという意図とともに、データ応答活動を目的としたサーバーを示すことである。
デスクトップ構 成要素を有する 小型サーバー (129-191 行目)	ある関係者は、WOL および自動のスリープを必ずしも、1日24時間週7日使用可能であることが求められる機器の要件とする必要はないと述べた。	本書のネットワークに関する部分において、EPA は、ウェイクオンラン(Wake On LAN)要件を変更する可能性を提案した。スリープについて、EPA は、「常時オン」のシステムに対する 30 分の要件が適切ではないことに合意するが、長期のアイドル状態の場合には、これらのシステムにおいて低電力モードが理想的であると思われる。このような機能が、小型サーバーのすべての使用方法にあてはまらない可能性もあるため、EPA は、以下に関する関係者の意見を奨励する。 a) 事前設定されたスリープを利用するシステムに対する追加電力許容方法は、一部の動作のみ行なわれている間に稼働していると見られるシステムに対して現実的な代案を提供するか。および、b) 30 分が受け入れられないならば、適正な自動有効化時間は何分か。
	関係者は、製品機能の制限を避けるために、144-147 行目に含まれている部分を削除するように求めた。	BD 30 分が受け入れられないならは、適正な自動有効化時间は何分か。 EPA は、定義のこの部分が、コンピュータ基準の対象である小型サーバーと、サーバー基準の対象になっ ているサーバーとの間に、明確な一線を引くために必要であるという主張を維持する。
	関係者は、設計上の更なる柔軟性を認めるために、定義から、シングルプロセッサの制限は削除されるべきであると要求した。	EPA は定義からこの項目を取り除く予定である。
	関係者は、ゲーム機の製品区分に対して基準値が無いのであれば、ゲーム機の定義を削除すべきであると要求した。	これら製品の性能基準値は設定される予定であり、EPAは、コンピュータ基準からこの製品分類を除く意図はない。
ゲーム機 (193-201 行目)	関係者は、ゲーム機の定義に、バージョン 5.0 基準の対象範囲から携帯型ゲーム機を明確に除外する 1 文を追加することを推奨した。	ゲーム機の定義は、この範囲の明確化を取り入れるために修正される予定である。その修正は、コンピュータ基準の対象ではない手持ち式コンピュータに関する EPA の考え方と一致するものである。手持ち式コンピュータおよび携帯型「ゲーム機」はともに、幹線電力源への電気接続と切り離して機能するように設計された、主としてバッテリで動作する機器である。
	関係者はシンクライアントの定義に次の修正(イタリック体)を行った。 デスクトップ型シンクライアント:主要機能を得るために遠隔コンピューティング資源(リソース)への接続に依存し、内部または外部電源装置により、独立して給電されるコンピュータ。主要な演算(例えばプログラム実行、データ記憶装置(ストレージ)、他のインターネット資源との相互作用、等)は遠隔コンピューティング資源を利用して実行される。本基準の対象であるシンクライアントは、コンピュータに不可欠な回転式記憶媒体を持たない装置に限定される。本体は、同じ場所に(例: 机の上)に常時設置されることが意図されている。デスクトップ型シンクライアントは携帯性を意図しておらず、外部モニタ、キーボードおよびマウスを利用する。	この意見は、ノート型シンクライアントではなくデスクトップ型シンクライアントに焦点を当てているため、適切である。本基準におけるこの定義は、一体型モニタを有するシンクライアントを除外しないようにするため、左記定義案の最後の文を削除して、書き換えられる予定である。

項目	意見	EPA 回答
シンクライアント (216-231 行 目)	関係者は、携帯型のシンクライアントが現在の基準から除外され る理由について、さらなる明確な説明を求めた。	4月21日のシンクライアントの関係者との電話会議において、参加者は EPA と EC に、携帯型シンクライアントの市場占有率が現在低いことを伝えた。 ENERGY STAR の目標の一つは、市場の変化を奨励することであるため、競争の機会がほとんどない製品区分に特化した要件を策定することは適切ではないと判断された。
	関係者は、「…によって独立して給電される」と定義に追加した目的を明確にするように求めた。	第1草案では、「…に依存する、独自に給電されるコンピュータ」と記載してあった。この追加は、ある電源装置に関する言及のみを懸念するものである。それは、パワーオーバーイーサネットという、潜在的でまだ広範囲に利用されていないと関係者が述べた技術であり、この修正により定義を満たさなくなると思われる。
	関係者は、シンクライアントに対する WOL 要件を、特定の TC コンピュータモデルが、「時間外」の遠隔管理および更新を必要とするかどうかが唯一の条件となるように修正することを提案した。支持する根拠として、関係者は、シンクライアントに格納されたソフトウエアー式と集中管理機能の限定的な特性に言及した。	EPA は、本書のネットワークに関する部分における WOL 要件の修正を提案する。特にシンクライアントに関して、EPA は、WOL が特定のシンクライアントの構造には有効ではないかもしれないが、この機能向けに設計されたものには適している可能性があると理解している。このようなことから、EPA は、WOL要件を削除することについて対抗する議論があるか、関係者の意見を求める。
	1人の関係者は、スリープモード、具体的には ACPI "S3" がシンクライアントに適用できるか懸念を表明した。関係者は、スリープに移行した代わりにネットワーク接続が失われることにより、使用者にとって不都合が生じたり、「データが保存されていない、および/または、遠隔交信が正しく終了しない」場合にデータ損失が生じる可能性があると述べた。関係者はさらに、一部のシンクライアントに存在する内蔵オペレーティングシステム用の ACPI または同等な規格が存在しないという懸念を付け加えた。	EPA は、この件に関する追加情報を歓迎し、シンクライアントの電力管理が、EPA と EC が解決策を求める差し迫った問題であることを強調したいと考えている。スリープの定義にあるように、S3 は、スリープモードに不可欠なものとしてではなく、参照基準として含まれていることに留意すること。[「スリープモードは通常、ACPI システムのレベル S3(RAM に対するサスペンド)または S4(ディスクへのサスペンド)状態と相互関係を示す」という表現が用いられている]。
		ACPI は電力管理の業界規格であり、シンクライアントの特化したオペレーティングシステムには直接適用できない可能性があるうえに、EPA は、その内蔵 OS 制御が本来、特定のシンクライアントの設定に合わせたものであることを理解している。この特化した環境においては、ENERGY STAR 適合シンクライアント、つまり、エネルギー消費効率のよいシンクライアントの上位に入るものには電力管理機能が含まれると考えるのが適切である。
	1人の関係者は、ENERGY STAR 基準におけるシンクライアントの評価において、シンクライアントの設定にともなう内在的なデータセンター資源への影響を認識すべきであると要望した。	コンピュータ基準におけるシンクライアントは、バックエンド資源に依存しないクライアントとして評価されるという考えを EPA は主張する。ENERGY STAR サーバー基準を通じてサーバー効率を改善する意図とともに、この方法によって、コンピュータ基準が動作モードの改善と適切な低電力モードの実施により、クライアントの段階におけるエネルギー削減を促進することができると EPA は考えている。

項目	意見	EPA 回答
ノートブックおよ びタブレットコン ピュータ (233-242 行目)	関係者は、ノートブックが、交流電力の有りおよび無しで同時に動作するという意味合いを避けるために、ノートブックとタブレットコンピュータの定義を書き直すように求めた。	EPA は、これを明確にするために定義を修正する予定である。 明確にする点として、ノートブックおよびタブレットの定義に関して定義修正案に示されている修正内容は、ENERGY STAR 基準のもとで評価可能なノートブックと、適合の対象ではない「手持ち式/PDA」類に該当するものを区別することを意図している。ノートブックとタブレットは、携帯(すなわち、あらかじめ充電されたバッテリで動作する)および、据え置き(交流電源に接続される)の両方による使用を想定して設計されるが、手持ち式/PDA 製品類は、携帯性のみを想定して設計されており、バッテリを充電するためにのみ交流電源に接続される点が、これら2つの製品分類を分ける主な要因であると、EPA は考えている。この幹線電力源に関する使用方法形態は、ENERGY STAR 最終使用製品区分をより詳細に表すものであり、コンピュータプログラム用に定めているエネルギー削減に関する前提には当てはまらない。
	項目 J(239 行目) ノートブックおよびタブレットコンピュータにおける、「設置およびデスクトップと共通するソフトウエアの実行を含めて、デスクトップと同様の機能」という文言を、「デスクトップにおいて使用されるものと機能面において同様なソフトウエアの動作を含め、デスクトップに類似した機能」に言い換える。デスクトップに類似した機能性を持つソフトウェアを操作する能力があるということは、そのソフトウェアの設定が可能であるか、前もって設定されていることを示唆している。	設置についての条項は削除される。上記の説明を参照。
ワークステーション (250-266 行目)	関係者は、受注生産(BTO)のワークステーションにおいて MTBF 評価を正確に提供することが困難であることと、パートナー製造事業者によって、MTBF の重視度合いが異なることを挙げて、「平均故障間隔(MTBF)…を有すること」というワークステーション定義の項目を削除するように求めた。	基本となるバージョン 4.0 における定義の策定中に、この特徴をワークステーションの定義に含めることについて一部の業界の支持があった。EPAは、この項目を削除することに反対はしない。しかし、EPAの基本的な意図は、SPECのベンチマークの目的に適した明確なワークステーション製品区分を維持することである。EPAはワークステーション定義の要素として引き続きMTBFを利用可能であるかについて、関心のある関係者からの意見を求める。
	ある関係者は、WOL と自動スリープの要件が、ワークステーション上で通常 処理される負荷に悪影響を与えるかもしれない旨を述べた。関係者は、個々の ワークステーションを機器の集合体としてより大きなプロジェクトを実行する ように管理するために中央制御される、ネットワーク化/バッチ処理された動 作に言及した。	ENERGY STAR 基準に WOL と起動(wake)管理要件を含める目的は、述べられたようなタスクを実行するために、スリープしているシステムに連絡してこれを起動(wake)させるというシステム使用者の能力を支援することにある。要件の変更は提案されない。
	関係者は、S3の表現に合わせるために、S4に関するスリープモード定義の文章を、括弧表記 <i>(ディスクへのサスペンド)</i> を含むように更新することを提案した。	EPA は、次の草案の定義において、この見直しを含める予定である。
	2 人の関係者は、アイドル状態の定義で示されている用語である「基本アプリケーション」および、アイドル試験の前に切ることができる具体的な機能を明確にするように求めた。 関係者の 1 人はまた、試験されたアイドル状態が通常の起動(boot-up)想定を確実に模擬するように、「および、ユーザプロファイルが作成される」という文章を、アイドル定義の末尾に追加することを求めた。	アイドルの定義は概ねバージョン 4.0 と同じであるため、「基本的なアプリケーション」には、出荷時に初期設定され、始動時に自動読み込みされるものが含まれると EPA は考えている。 EPA は、アイドル状態の定義に対して提案された追加に合意して、定義の見直しを支持する。

項目	意見	EPA 回答
	2人の関係者が、稼働状態の定義に関して意見を述べた。1人は、明確に定義を伝えるために稼働状態の画像表示を提案し、もう1人は、他の動作モード定義に一致させるための参考として、ACPISOを定義に追加すべきであると提案した。	EPA は、バージョン 5.0 基準の今後の草案における注記として含めるために提供される画像を評価する予定である。 EPA は、SO 参照が、稼働状態の定義のための参照として有用であるかどうかについて関係者の意見を求める。バージョン 5.0 の書類に記される他の動作モード定義と一致させるために、EPA は、SO が単に明確にするための参考であって、ACPI 規格を利用できない技術を制限する要因ではないとする文言を追加するつもりである。
動作モード(269-311 行目)	2人の関係者は、スリープモードの定義に追加された待ち時間の 要件に関して意見を述べた。1人の関係者は、待ち時間の測定方 法を求めた。別の関係者は、より低いシステムレベル状態を考慮 した場合、完全に「起動(wake)する」ためには、より多くの時間 が必要かもしれないと主張した。	定義は修正され、待ち時間とは、ウェイクイベントの開始から、ディスプレイのデータ可視化(レンダリング)を含めてシステムが完全に使用可能になるまでの時間を指すという説明が含められる予定である。 EPA は、この要件が「RAM に対するサスペンド」のスリープモードに入っているコンピュータに対する現在の期待値に近いものとなるように書かれていることから、この要件の緩和を支持しない。EPA は、使用者が速い起動(wake)時間をスリープの概念と同等にとらえていると考えており、また5秒を超える長い待ち時間を認めると、低電力モードに対する不満が生じる可能性があると考えている。このことは、機器が長い待ち時間状態を持つことを排除するものではなく、そのような状態をオフ状態として示すことが可能であり、第2のスリープ状態(第1は待機待ち時間の短いスリープ状態である)とすることもでき、あるいは、その機器は、アイドル状態でスリープ基準値を満たすことも可能である。 本書のシンクライアントの部分において述べられるとおり、EPA は、シンクライアントの低電力モードを奨励することに引き続き取り組むが、ネットワーク接続の再開により、シンクライアントにはこの時間枠の実行が不可能になる可能性があると理解している。シンクライアントのための適切な代替案に関する関係者からの意見を歓迎する。
	2 人の関係者は、第 1 草案で引用された試験方法における IEC 62301 の適用に関して意見を述べた。ある関係者は、提案されたオフモードの定義が、62301 の最近の草案に対して行なわれた修正案と一致しないと述べた。 2 人目の関係者は、試験方法において使用される、更新された電圧供給詳細表を用意し、120V の標準供給電圧のところを 115V にて試験するという、北米での試験に義務つけられた電圧について、明確にすることを求めた。 関係者は、ネットワークインターフェイスの定義を修正して、「IEEE 802.11 Wi-Fi」から「IEEE 802.11 無線イーサネットイ	
	ンターフェース」に変更するように求めた。 関係者は、予定されたウェイクイベントをウェイクイベントの定 義に加えることを求めた。	EPAは、定義を修正し、予定されたウェイクイベントを一種のイベントとしてその定義に追加する予定である。

-F C	* 8	ED A GIÁT
項目	意見 	EPA 回答
電力管理およびネットワーク 件(312-331 日 お よ 398-399 行目)	2人の関係者が、ネットワーク試験の選択肢に関して意見を述べた。一方は、ウェイクオンラン(Wake On LAN)の適用範囲と、ウェイクオンランが定義および電力管理表における無線接続に適用されるかどうかを明確にするように求めた。他方は、イーサネット(有線)ネットワーク機能のないコンピュータ用に、無線機能を考慮に入れるための見込まれる想定を提案した。	EPA は、無線インターフェースに WOL を義務付けるべきではないことに合意し、定義の修正案の表 5 に含まれた追記および注記は、これを明確にすることが意図されている。この技術が将来の機器に有効に組み入れられる可能性があるため、EPA は、無線に関して WOL という用語を使うことに反対ではないが、このような技術がまだ広く利用可能とされていないことを理解している。 2 つ目の意見に対して、EPA は、以下の想定が、バージョン 5.0 基準の将来の草案における試験条件に含まれるように考慮することを提案する。EPA は、この提案および、802.11 規格の様々なバージョンによる電力差に関して、関係者の意見を歓迎する。 a) イーサネット(802.3)および Wi-Fi(802.11)を有するシステムは、イーサネットを稼働に、802.11 を無効にして試験される。および、b) 802.11 のみを有するシステムは、クライアント機器の最高速度に対応する 802.11 のアクセスポイントに接続された/関連する 802.11(今日では一般的に 802.11n)とともに試験される。
	複数の関係者が、電力管理表に記載されている完全なネットワーク維持の要件に関して意見を述べた。本件に関する業界の取組み状況について、総意が検討された。1人の関係者は、完全なネットワーク維持について、可能性のある定義を提案した。	表5のネットワーク接続に関する列が削除される予定である。完全なネットワーク維持の定義案を以下に記す。この定義は、その機能が年間エネルギー使用量の計算式に反映されることを考慮している。この定義および必要と思われる修正に関する関係者の意見を歓迎する。 完全なネットワーク維持(Full Network Connectivity): スリープ中にネットワークの存在を維持し、更なる処理が必要なときには知的に起動(wake)するというコンピュータの能力。ネットワークの存在維持には、スリープ状態の間の指定されたインターフェースまたはネットワークアドレスの取得および/または保守、ネットワーク上の他のノードからの要求に対する応答、またはネットワークに対するネットワーク存在の定期的な通知が含まれる。この方法により、たとえコンピュータがスリープ中であっても、そのコンピュータと、そのコンピュータのネットワークサービスおよびアプリケーションの存在は維持される。 (注:これに関する詳細な情報は以下のウエブサイトに記載されている。http://efficientnetworks.lbl.gov/enet-proxying.html)
	EPAは、企業に向けた出荷時に有効にされたWOLおよびWOL機能要件に関する関係者の要求を受け取った。反応は、有効化要件の維持に対する支持と要件の修正を求める意見との間でさまざまであった。何人かの関係者の意見において、WOL機能に対する+0.7WのEPA許容値は、その機能が稼働状態にあっても使用者が利用していない場合には、結果的に年間消費電力の純増になりえるため、修正が求められた。	EPA は、バージョン 5.0 に対して、(要件の変更を表わす項目 b を加えた)以下の内容を提案する。以下の規定に関する関係者の意見を歓迎する。 a) イーサネット機能を有する ENERGY STAR コンピュータに、スリープに対する WOL を実行可能または不可にする能力を持つことを義務付ける要件を維持する。および b) WOL を出荷時に実行可能にするという要件を変更し、通常のオペレーティングシステムのユーザーインターフェースから、ネットワークを介して実行可能にすることが十分可能な場合には、WOL を出荷時に実行不可にすることを認める。 規定 b)に関して、利用の容易度(アクセシビリティ)の評価方法はまだ決定していないが、最初の選択肢としては、電子的ラベリングの検討に係るバージョン 4.0 の方針と同様に、個々の事例を検討することであると思われる。

項目	意見	EPA 回答
	1 人の関係者が、スリープ/オフモードのウェイクオンラン (Wake On LAN)に対する電力許容と類似する「USB からの起動 (Wake)」電力追加許容値を含めることを求めた。キーボードまたはマウス入力からの起動(Wake)機能を考慮するために、このような許容が求められた。	EPA は、キーボード/マウスからの起動(wake)が、基礎的なスリープ機能の一部として常に潜在していると考えているため、追加許容値は必要とされない。
エネルギーの効 率性能評価 (334-345 行目)	関係者は、EEPA ツールの定義を修正して、「機能一覧」という 用語を「システム特性」に代えることを求めた。	「機能一覧」という用語は、BAPCo と Ecma における開発過程において、システム特性を参照するために使用されていた。EPA は、整合性を維持し、かつ、さらに明確なものにするために、定義に対する以下の修正を提案する。 …作業負荷。EEPA ツールでは、この基準に依る評価に必要となる次の項目を出力する。作業負荷による消費電力量、作業負荷の時間、モードの消費電力値、およびシステムの特性(機能一覧)。
	関係者は、「作業負荷」の定義を修正して、以下の一行を末尾に 追加することを求めた。「作業負荷は、一連の標準的なソフトウェアアプリケーション内で実行される特定のタスクで構成され る。」	EPA は、作業負荷の定義を以下のとおりに変更することを提案する。 作業負荷:一定期間中に行なわれる、一連の標準的なソフトウェアアプリケーション内で実行される特定のタスクで構成される、規定の演算活動一式。
	ある関係者は、コンピュータが定義 A において、広く定義されていることを考慮した場合、「コンピュータ」という言葉を EEPA ツールの定義において使用することで、EEPA ツールの範囲に関する混乱が生じたと意見を述べた。定義を厳密に適用すると、ワ	EPAは、バージョン 5.0 において、デスクトップ、一体型デスクトップ、ノートブック/タブレットに対して <u>のみ</u> EEPAツールが適用されることを明確にするために、定義を修正することに合意する。EPAは、EEPAツール定義の末尾に以下の文を追加することを提案する。
	ークステーション、ゲーム機、小型サーバーおよびシンクライアントが EEPA ツールの対象に含まれるとの解釈もあり得る。	注: コンピュータ基準バージョン 5.0 の目的のため、EEPA ツールは本書で定義されているデスクトップ、一体型デスクトップ、およびノート/タブレットコンピュータの区分を評価するためにのみ用いられる。
その他定義 (350-358 行目、 等)	2 人の関係者が企業等の物品調達経路(Enterprise Channels)の定義に関して、意見を述べた。1 番目の関係者は、「機器を識別する意図で」という語句の削除を求めた。2番目の関係者は、企業等の物品調達経路(Enterprise Channels)の定義が、管理されたサーバー/クライアント環境に限定された場合、ENERGY STAR を重視しているとみられるものの、階層的に管理されたネットワーク環境を持たない小/中規模の企業の大半が除外されるとの意見を述べた。その関係者は、改善された定義を提供した。1 人の関係者は、製品の機能複合化が増加し続けているとの意見	EPA は、バージョン 4.0 基準の 11 ページにある定義の残りである識別条項を削除する予定である。 企業等の物品調達経路(Enterprise Channel)の定義は、本基準において、管理されたネットワークの要件 (WOL、起動(Wake)管理)が適用される分野を特定するためにのみ使用されるのであって、この定義は、基準全体からいかなる使用者拠点も除外するものではなく、したがって、その目的のためのいかなる修正も必要ない。 EPA は、上記に示される修正のみを加えた企業の定義を主張する。 EPA は、この提案を、他の製品分類と近い類似性のある製品区分に適用できると思っているが、この文言
	T人の関係有は、製品の機能複合化が増加し続けているとの息見を述べ、「XXX として販売される」という文言を定義に使用し、コンピュータ機種間および、ENERGY STAR 適合製品と非適合製品間の境界を明確にすることを推奨した。	は既に適切な箇所(ワークステーション、小型サーバー)に含まれていると考えており、さらなる、製品機種定義の変更は提案しない。

項目 意見 EPA 回答 EPAは、パートナー製造事業者と施行団体両方の関係者に群(family)の適合方法について、複数回協議し ある関係者は、受注生産(BTO)のコンピュータに対する EPA の てもらった。その結果、a)モデル番号で ENERGY STAR 適合を明確に識別できるように、一部のパート 群(family)適合方法案の適用可能性について意見を述べ、本件に 試験と報告 ナーが既に行なっている対応を正式に認識し、b)BTO システムの製造事業者が、現行の ENERGY STAR 関するさらなる議論が行なわれることを求めた。別の関係者は、 (製品群 適合要件を満たさない構成と適合要件を満たす構成を分けるために行なっていなければならない対応を パートナーが ENERGY STAR 適合を求めている製品モデル設計 (family)の適合 統合し、c)バージョン 4.0 基準の意図および文言との整合性を保つために、定義修正案における提案が示 に関連した機器/構成のすべてに対して ENERGY STAR 要件を 方法) された。 満たすことを義務付ける EPA の提案に支持を示した。 この提案に関する関係者の追加意見を歓迎する。